

D 4 - 3 3
5 年 保 存 (常)
(平成36年12月31日まで)
F N . D 4 - 3 - 4
鹿 免 管 第 5 9 2 号
鹿 交 企 第 5 2 号
鹿 交 指 第 3 9 号
鹿 交 規 第 9 9 号
平 成 3 1 年 3 月 2 9 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 免許証作成係 Tel 

小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第2項により，小型特殊免許及び原付免許を除き，第一種免許を有する者は，小型特殊自動車（以下「小特」という。）及び原動機付自転車（以下「原付」という。）を運転することができると規定されている。

一方，同法第107条の2では，有効な国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者は，本邦に上陸をした日から起算して最長で1年間，当該国際運転免許証等で運転することができることとされている自動車等を運転することができるとされているところ，国際運転免許証の「この運転免許証で運転することができる車両」の欄に小特及び原付に関する記載がないこと等から，どのような国際運転免許証等を所持する場合に小特又は原付を運転することができるか必ずしも明確ではなかった。

今般，「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において，「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については，国際運転免許証等で運転することができる場合を明確化し，都道府県警察を通じて同実験の実施主体に2018年度中に周知する」旨が示されたことを受け，小特又は原付を運転することができる国際運転免許証等について，下記のとおり明確化したので，事務処理上誤りのないようにしたい。

記

1 小特又は原付を運転することができる国際運転免許証等

- (1) 国際運転免許証を所持する者は，当該国際運転免許証の「この運転免許証で運転することができる車両」のA欄からE欄までのいずれかの箇所にシール又はスタンプが施されていれば，小特又は原付を運転することができる。

- (2) 外国運転免許証を所持する者は、当該外国運転免許証によって運転することができる自動車等が小特と同等以上であれば小特を運転することができ、原付と同等以上であれば原付を運転することができる。

なお、原付免許に相当する免許に係る外国運転免許証を所持する場合には、原付のみを運転することができ、小特の運転はできない。

2 留意事項

- (1) 「「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて（通達）」（平成30年7月17日付け鹿交規第153号，鹿交企第111号）が定める，搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可事務処理要領1(6)において，公道実証実験に使用される搭乗型移動支援ロボットの操縦者には，「大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じた運転免許を受けていること」が求められているところであるが，国際運転免許証等を所持する場合の取扱いについては，1によること。
- (2) 本通達が発出されたことについて，搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の実施主体に対する情報提供を行うこと。
- (3) 小特又は原付を運転することのできる国際運転免許証等について，交通指導取締り，行政処分その他の対応に誤りのないよう，所属職員に対する教養を徹底すること。